



富士のお茶の魅力を発信！ 第22代富士の茶娘

市の特産物「富士のお茶」の消費拡大を図るため、市内外で行われるイベントでの呈茶サービスや、ウェブサイトでSNSなどを活用した富士のお茶の魅力発信などの活動を行う「富士の茶娘」を募集します。

応募資格（次の全てに該当する人）

- ① 市内に在住・在勤・在学の上の18歳以上の女性（令和3年4月1日時点。高校生は不可）
 - ② 年間10回程度（主に土・日曜日、祝休日）のPRイベントに参加できる人
- ※未婚・既婚は問いません。
※過去に富士の茶娘として活動した人も応募できます。
※モデルなど専属契約のある人は応募できません。

募集人数／10人程度

任期（2年間）／令和3年4月1日～令和5年3月31日

日当／1万円（半日：5000円）
選考／書類選考・令和3年1月下旬面接・令和3年2月6日（土）（結果は2月中旬にお知らせします）

※3月20日（土）に任命式を行います。
※任命された人には記念品を贈呈します。

応募方法／11月20日～令和3年1月15日（必着）までに、市ウェブサイト

活動の様子（令和元年度）



▲富士山新茶フェア ▲世界お茶まつり



▲フジ6フェスティバル ▲富士市観光PR展（東京）

電子申請するか、応募用紙（農政課、各地区まちづくりセンター、富士市農協本店・各支店などで配布、市ウェブサイトダウンロード可）に必要事項を記入し、上半身と全身の写真を各1枚（本人のみが写ったし判、6か月以内の撮影。裏面に住所氏名を記入）を添えて、直接または郵送で、〒417-8601 富士市役所農政課（市役所5階）へ応募写真は返却しません。

問合せ

富士のお茶振興推進協議会事務局（富士市役所農政課内）
☎(55)2781 ☎(55)2550
📧housei@div.city.fuji.shizuoka.jp



▲詳しくはこちら



対象の人はご注意ください 税制改正等のお知らせ

令和3年度市民税・県民税の申告（令和2年分の確定申告や年末調整）から適用される主な税制改正等についてお知らせします。

ひとり親控除（所得控除の新設）

従来の特別寡婦、寡夫の制度が廃止され、ひとり親控除が新設されました。
対象／生計を同じとする子（所得48万円以下）を有するひとり親で、次の条件全てに当てはまる人

- ① 所得が500万円以下
- ② 子どもがほかの人の扶養親族になっていない
- ③ 事実婚などの状況ではない

※婚姻歴の有無や性別は関係ありません。
控除額／住民税30万円、所得税35万円

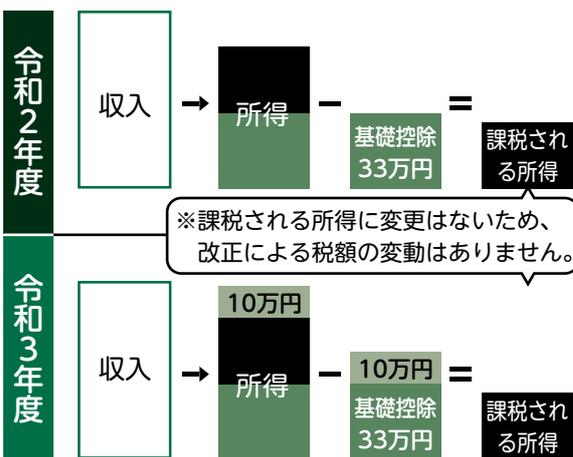
寡婦控除（見直し）

今まで子を有さず寡婦控除の適用を受けていた人については、控除（住民税26万円、所得税27万円）の変更はありませんが、所得制限（所得500万円以下）が設けられました。

給与所得控除・公的年金等控除と基礎控除の見直し

給与や、年金の所得は、基本的に一律10万円高く計算され、基礎控除が10万円引き上げられます。

また、扶養親族等として適用できる所得の限度額が10万円引き上げられるなどの改正がありました（給与収入の場合は引き続き103万円が限度となります）。
なお、給与や年金、またはその両方を受け取っているほとんどの人は、改正による税額の変動はありません。
※給与が850万円を超えていたり、年金以外の所得が10万円を超えた場合、税額が変動する場合があります。



問合せ

市民税課
☎(55)2734 ☎(55)0974
📧siminzei@div.city.fuji.shizuoka.jp